

随意契約理由

令和6年(2024 年)10 月9日

契 約 担 当 課 名	選挙管理委員会事務局
発 注 担 当 課 名	選挙管理委員会事務局
契 約 名 称	第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙のポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示の製作設置、維持撤去業務
契 約 内 容	第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙に係るポスター掲示場及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示の製作設置、維持撤去
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 0 月 9 日
及 び 契 約 期 間	令和 6 年 1 0 月 9 日から令和 6 年 1 1 月 1 1 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	大阪府豊中市本町 7 丁目 1 番 8 号 株式会社伊勢屋
契 約 金 額	1 0 , 3 4 0 , 0 0 0 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 5 号に該当) 石破内閣は本日 9 日午前の臨時閣議で、衆議院の解散を決定しました。これにより、15 日公示、27 日投開票の選挙日程が決まりました。このため、公職選挙法第 144 条の 2 で規定する公営ポスター掲示場を、14 日までに市内 486 か所に設置しなければなりません。併せて、最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示も 65 か所に設置する業務となります。 この、期限の急迫した事態において、本業務を遂行できる事業者は、過去の選挙において同業務の履行実績が豊富な株式会社伊勢屋しかありません。 よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号による随意契約を締結するものです。